



福岡医発第1532号(地)

平成23年 9月28日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

健康診断情報の第三者提供に関する取り扱いの周知徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて別添のとおり周知並びに協力方の要請が参りました。

雇用管理に関する個人情報のうち、事業場における健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び指針等に基づき取り扱われているところですが、事業場においては、健康診断情報の第三者提供について必ずしも適切な理解がなされていない例が見受けられております。

つきましては、個人情報保護法第2条第1項で定められる個人情報を第三者に提供する場合には、下記を参考に適切に対応いただきますよう、貴会会員へ周知並びに協力方につきましてご高配いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 第三者への提供

個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること。ただし、以下の場合については、原則から除かれていること。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 1 の原則から除かれている場合の例

上記 1 の原則から除かれているものについては、次の例があること。

- (1) 上記 1 (1) に該当するものとして、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 27 条に基づき、保険者から、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) による健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合

なお、この場合の提供に当たっては、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について (依頼)」(平成 20 年 1 月 17 日付け基発第 0117001 号、保発第 0117003 号) に留意されたい。

- (2) 上記 1 (3) に該当するものとして、地域がん登録事業において、地方公共団体からがんの診療情報の提供依頼があった場合

(地Ⅱ134)
平成23年9月21日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 聡 

健康診断情報の第三者提供に関する取り扱いの周知徹底について

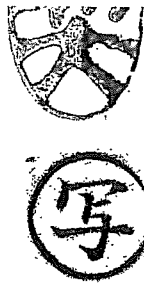
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、健康診断情報の第三者提供に関する取り扱いの周知徹底について、別添のとおり厚生労働省労働基準局労働衛生課長より、本職宛に周知、協力方の要請がありました。

本件は、事業場における健康診断健康情報の第三者提供について、事業において必ずしも適切な理解がなされていない例が見受けられており、個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報を第三者に提供する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、原則から除外される場合があるので、除外例等を参考に適切な対応を求めるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、郡市区医師会並びに貴会会員等への、周知ならびに協力方につきまして、貴職のご高配をお願い申し上げます。





基安労発0901第1号
平成23年9月1日

(別記) 事業者団体及び関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

健康診断情報の第三者提供に関する取扱いの周知徹底について

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の事業場における取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び指針等に基づき取り扱われているところですが、健康診断情報の第三者提供について、事業場において、必ずしも適切な理解がなされていない例が見受けられることから、下記について、改めて趣旨を御理解の上、関係者に周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

1 第三者への提供

個人情報保護法第2条第1項で定める個人情報を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があること。ただし、以下の場合については、原則から除かれていること。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 1の原則から除かれている場合の例

上記1の原則から除かれているものについては、次の例があること。

- (1) 上記1 (1) に該当するものとして、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 27 条に基づき、保険者から、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) による健康診断に関する記録の写しの提供を求められた場合

なお、この場合の提供に当たっては、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について (依頼)」(平成 20 年 1 月 17 日付け基発第 0117001 号、保発第 0117003 号) に留意されたい。

- (2) 上記1 (3) に該当するものとして、地域がん登録事業において、地方公共団体からがんの診療情報の提供依頼があった場合

別記

(事業者団体)

社団法人日本経済団体連合会会長
東京商工会議所会頭
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長
一般社団法人全国銀行協会会長
社団法人全国地方銀行協会会長
社団法人全国信用金庫協会会長
社団法人信託協会会長
社団法人生命保険協会会長
社団法人日本証券業協会会長
社団法人日本損害保険協会会長
政府関係法人連絡協議会専務理事
一般社団法人日本在外企業協会会長
石油連盟会長
石油化学工業協会会長
石油業経営者懇談会会長
日本麻紡績協会会長
日本ゴム工業会会長
社団法人日本化学工業協会会長
日本ソーダ工業会会長
日本化学繊維協会会長
一般社団法人日本ガス協会会長
日本鉱業協会会長
財団法人石炭エネルギーセンター会長
電気事業連合会会長
電線工業経営者連盟理事
社団法人情報通信エンジニアリング協会会長
社団法人日本機械工業連合会会長
社団法人日本産業機械工業会会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
社団法人日本ベアリング工業会会長
一般社団法人日本伸銅協会会長
日本紡績協会会長

日本羊毛紡績会会長
社団法人日本石綿協会会長
せんい強化セメント板協会会長
社団法人日本船主協会会長
社団法人日本造船工業会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
社団法人日本民営鉄道協会会長
社団法人日本民間放送連盟会長
日本肥料アンモニア協会会長
全国農業協同組合連合会会長
社団法人大日本水産会会長
日本醤油協会会長
ビール酒造組合
日本火薬工業会会長
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人全国火薬類保安協会会長
社団法人日本洗浄技能開発協会理事長
社団法人日本鉄道車輛工業会会長
日本製紙連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙製品工業組合会長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
社団法人日本金属プレス工業協会会長
社団法人日本鍛造協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
社団法人セメント協会会長
社団法人日本砕石協会会長
社団法人日本砂利協会会長
社団法人日本建設業団体連合会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人全国中小建設業協会会長
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長

社団法人日本土木工業協会会長
社団法人建築業協会会長
社団法人日本道路建設業協会会長
財団法人建設業振興基金
社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般社団法人日本電設工業協会会長
社団法人日本空調衛生工事業協会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
社団法人日本塗装工業会会長
社団法人日本左官業組合連合会会長
社団法人日本鳶工業連合会会長
社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長
社団法人プレハブ建築協会会長
社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
社団法人日本橋梁建設協会会長
社団法人全国クレーン建設業協会会長
社団法人日本造園建設業協会会長
社団法人日本建設大工工事業協会会長
社団法人日本建設業経営協会会長
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
社団法人日本造園組合連合会会長
社団法人全日本トラック協会会長
社団法人日本港運協会会長
社団法人全国乗用自動車連合会会長
全国通運協会会長
全国森林組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
社団法人全国木材組合連合会会長
社団法人日本新聞協会会長
日本百貨店協会会長
日本チェーンストア協会会長
日本生活協同組合連合会会長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
社団法人全国都市清掃会議会長
社団法人全国警備業協会会長

社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長

社団法人日本鑄造協会会長

(関係団体)

中央労働災害防止協会会長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長

社団法人日本医師会会長

社団法人日本歯科医師会会長

社団法人日本作業環境測定協会会長

公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長

財団法人産業医学振興財団理事長

学校法人産業医科大学理事長

社団法人日本ボイラ協会会長

社団法人日本クレーン協会会長

一般社団法人日本化学物質安全・情報センター会長

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長

財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長

社団法人仮設工業会会長

公益社団法人産業安全技術協会会長

社団法人日本ボイラ整備据付協会会長

財団法人安全衛生技術試験協会理事長

社団法人建設荷役車両安全技術協会会長

社団法人全国登録教習機関協会会長

社団法人全国労働基準関係団体連合会会長

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長

社団法人合板仮設安全技術協会会長

財団法人全国安全会議議長

社団法人全国建設業労災互助会理事長

社団法人日本港湾福利厚生協会会長

社団法人日本産業衛生学会理事長

財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長

社団法人日本保安用品協会会長

財団法人建設業福祉共済団理事長

社団法人全国労働保険事務組合連合会会長

全国社会保険労務士会連合会会長

財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長
財団法人日本消防協会会長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
公益財団法人あしたの日本を創る協会会長
財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
社団法人日本産業カウンセラー協会会長
財団法人21世紀職業財団会長
財団法人港湾労働安定協会会長
社団法人日本人材派遣協会会長
首都高速道路株式会社会長
成田国際空港株式会社会長
独立行政法人都市再生機構理事長
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
東日本高速道路株式会社会長
中日本高速道路株式会社会長
西日本高速道路株式会社会長
阪神高速道路株式会社会長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長
独立行政法人水資源機構理事長
東京地下鉄株式会社会長
日本下水道事業団理事長
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長
中央職業能力開発協会会長
全国市長会会長
全国町村会会長
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
郵便事業株式会社代表取締役社長
郵便局株式会社代表取締役社長
株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長